

頌栄短期大学倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、頌栄短期大学における、人（子ども）を対象とした調査研究の計画立案、実施、発表ならびにデータの保管について、遵守すべき基本的倫理事項を示すとともに、研究の倫理的遂行を確保するための事項について定めたものである。

(研究者の定義)

第2条 この規程において、「研究者」とは本学の専任教員に限らず、本学において研究活動に従事する者すべてを含む。専攻科学生についても「研究」に関わる際には「研究者」に準ずる者とみなす。なお、専攻科学生の研究活動については指導教員が指導・監督の責任を負うこととする。

(研究の基本)

第3条 研究者は、生命の尊厳ならびに個人の尊厳及び人権を最大限に重んじ、科学的及び社会的に妥当な方法手段で、その研究を遂行しなければならない。

2 研究者は、法令に従うとともに所属する学会・団体の倫理基準等を遵守しなければならない。学外交流における研究については、当該の学外機関における倫理基準等にも配慮しなければならない。

(研究者の説明責任)

第4条 研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取するときには、研究対象者に対して研究目的、研究成果の発表方法等、研究計画について分かりやすく説明しなければならない。

2 研究者は、個人の情報データ等を収集・採取するときは、あらかじめ研究対象者の同意を得なければならない。

3 研究者は、研究対象者が同意する能力がないと判断される場合は、保護者・後見人など社会的に対象者の代理人として認められる人物の承諾を得なければならない。

4 研究対象者からの同意は、原則として同意書等の文書で行うものとし、研究者はその記録を適切な期間保管しなければならない。

5 研究者は、研究対象者に対して、いつでも研究への参加またはその中止が出来る自由を保障しなければならない。

6 研究者は、研究対象者が同意を撤回したときは、当該個人の情報、データ等を破棄しなければならない。

7 研究者は、研究対象者から当該個人の情報、データ等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。

(個人情報保護)

第5条 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等を他に洩らしてはならない。

(第三者への委託)

第6条 研究者は、第三者に委託して、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、この規程の趣旨に沿った契約を交わして行わなければならない。

2 研究者は、研究対象者から要求があった場合は、第三者への委託目的等を研究対象者に直接説明しなければならない。

(倫理審査委員会)

第7条 本学に、人（子ども）を対象とする研究に関する審査を行うため、倫理審査委員会を置く。

2 倫理審査委員会は、専攻科委員会が運営することとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行うものとする。

附 則

この規程は 2015年4月1日より施行する

倫理審査証明書

頌栄短期大学倫理審査委員会は、頌栄短期大学倫理規程第7条による審査の結果、下記の研究は、倫理的に妥当であることを証明します。

記

以上

課題名：

職・氏名：

年 月 日

頌栄短期大学

学長 ○○ ○○

倫理審査委員長

○○ ○○